

景観法施行細則をここに公布する。

平成20年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第72号

景観法施行細則

(趣旨)

第1条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行については、景観法施行令（平成16年政令第398号）、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令第4号）、景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第1号）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び北海道景観条例（平成20年北海道条例第56号。以下「景観条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(景観計画の軽微な変更)

第2条 景観条例第19条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 景観計画区域に係る変更のうち、次に掲げる理由により当然必要とされるもの
 - ア 景観計画区域内の市町村が景観行政団体となったこと。
 - イ 市町村の廃置分合又は境界変更があったこと。
- (2) 法、景観条例その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理等（行為の届出等）

第3条 景観条例第20条に規定する行為の届出等（以下「行為の届出等」という。）は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出 別記第1号様式
 - (2) 法第16条第2項の規定による届出 別記第2号様式
 - (3) 法第16条第5項の規定による通知 別記第3号様式
- 2** 別記第1号様式及び別記第3号様式には、省令第1条第2項各号に掲げる図書のほか、別記第4号様式による景観計画に定める良好な景観の形成を図るための事項への対応状況を説明する書類（以下「景観形成の配慮事項に係る対応説明書」という。）を添付しなければならない。
- 3** 別記第2号様式には、省令第1条第2項各号に掲げる図書のうち変更の内容の説明に必要なもののほか、景観形成の配慮事項に係る対応説明書を添付しなければならない。
- 4** 前3項の規定により提出する書類等は、当該行為の届出等に係る行為の場所を所管する総合振興局長又は振興局長を経由して知事に提出しなければならない。
- 5** 行為の届出等は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(適用除外行為)

第4条 景観条例第22条第1項第1号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる法令の規定に基づき、許可、認可、届出等を要する行為とする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項、第3項及び第6項（同法第16条第4項において準用する場合を含む。）、第16条第2項及び第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第33条第1項並びに第68条第1項後段
- (2) 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第7条の2第2項、第3項及び第6項、第10条第4項並びに第21条第1項
- (3) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第25条第1項（同条例第22条第1項の表に規定する自然景観保護地区の区域内の行為に係るものに限る。）
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項
- (5) 北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第14条第1項及び第35条第1項

- 2 景観条例第 22 条第 1 項第 2 号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。
- (1) さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（特定公共施設、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設又は空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条に規定する空港の用に供するもの（次号において「特定公共施設等供用工作物」という。）を除く。）
 - (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。）
 - (3) 風力発電設備
 - (4) 煙突その他これらに類する工作物
 - (5) 物見塔その他これらに類する工作物
 - (6) 彫像、記念碑その他これらに類する工作物
 - (7) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
 - (8) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
 - (9) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設
 - (10) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設
 - (11) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物
 - (12) 太陽電池発電設備
- 3 景観条例第 22 条第 1 項第 3 号の規則で定める規模は、別表第 1（景観条例第 13 条第 1 項の規定により指定された広域景観形成推進地域においては、別表第 2）のとおりとする。
- 4 景観条例第 22 条第 1 項第 4 号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。
- (1) ふるさと江差の街並み景観形成地区条例（平成 8 年江差町条例第 2 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された景観形成地区
 - (2) ニセコ町の区域
- 5 前項各号に掲げる区域は、平成 21 年 4 月 1 日における区域とし、その後におけるそれらの区域の変更によって影響されないものとする。
- （身分証明書）
- 第 5 条** 法第 17 条第 8 項の身分を示す証明書は、別記第 5 号様式によるものとする。
- （景観重要建造物を表示する標識）
- 第 6 条** 法第 21 条第 2 項の標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 2 前項の標識は、別記第 6 号様式によるものとする。
- （景観重要建造物の管理の方法の基準）
- 第 7 条** 景観条例第 27 条第 4 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。
- (1) 景観重要建造物が滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議してその滅失又は損傷を防ぐ措置を講ずること。
 - (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した樹木又は危険な樹木は、速やかに伐採すること。
- （景観重要樹木を表示する標識）
- 第 8 条** 法第 30 条第 2 項の標識は、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 2 前項の標識は、別記第 7 号様式によるものとする。
- （景観重要樹木の管理の方法の基準）
- 第 9 条** 景観条例第 29 条第 3 号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。
- (1) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
 - (2) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議してその滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 24 日規則第 92 号）

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 46 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 26 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 45 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 18 日規則第 6 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 96 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 7 日規則第 15 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 34 号）

この規則は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

行為の区分		規 模
1 法第16条 第1項第1 号に規定す る行為	(1) 新築又は移転	高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域においては、高さ20メートルかつ延べ面積3,000平方メートル）
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1（修繕等に係る建築物の規模が(1)に規定する規模以下の場合にあっては、2分の2）
2 法第16条 第1項第2号 に規定する行 為	(1) 新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第4条第2項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第4条第2項第2号から第4号に掲げる工作物 高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル） ウ 第4条第2項第5号に掲げる工作物 高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル） エ 第4条第2項第6号から第11号までに規定する工作物 高さ13メートルかつ築造面積かつ2,000平方メートル オ 第4条第2項第12号に掲げる工作物 高さ5メートルかつ築造面積2,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートル
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1（修繕等に係る工作物の規模が(1)に規定する規模以下の場合にあっては、2分の2）
3 法第16条第1項第3号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が1万平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。

別表第2（第4条関係）

対象地域	行為の区分		規模
羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町の区域）	1 法第16条第1項第1号に規定する行為	(1) 新築又は移転	高さ10メートルかつ延べ面積1,000平方メートル（都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域においては、高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル）
		(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル
		(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1（修繕等に係る建築物の規模が(1)に規定する規模以下の場合にあっては、2分の2）
	2 法第16条第1項第2号に規定する行為	(1) 新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第4条第2項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第4条第2項第2号から第4号に掲げる工作物 高さ10メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ10メートル） ウ 第4条第2項第5号に掲げる工作物 高さ10メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ10メートル） エ 第4条第2項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ10メートルかつ築造面積1,000平方メートル オ 第4条第2項第12号に掲げる工作物 高さ5メートルかつ築造面積1,000平方メートル
		(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートル
		(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「修繕等」という。）	当該工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の2分の1（修繕等に係る工作物の規模が(1)に規定する規模以下の場合にあっては、2分の2）
3 法第16条第1項第3号に規定する行為			当該行為に係る土地の面積が5,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずるものとする。

（表）

景観計画区域内における行為の届出書						
景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。 年 月 日 北海道知事 様		届 出 者	住所	(郵便番号)		
			(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)			
			氏名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)		
			電話番号			
※受付	※受付番号	連 絡 先	所 属			
			住 所	(郵便番号)		
			氏 名			
			電話番号			
行為の場所				都市計画法第8条第1項の地域、地区又は街区		
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	区分	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
		用途		高さ		階数
				m (増改築分 m)		階
	敷地面積		建築面積		延べ面積	
			m ²	m ²	m ² (増改築分 m ²)	
	□工作物	区分	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
		用途		高さ		築造面積
				m (増改築分 m)		m ² (増改築分 m ²)
	□開発行為	開発区域の面積		構築する施設		
				m ²		
法面又は擁壁の高さ		法面又は擁壁の長さ				
				m	m	

(裏)

行為の種類及び設計又は施行方法	彩色の状況（建築物又は工作物である場合のみ記入）	区分			割合 単位 (%)	
		色相	明度	彩度		
	第一立面	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)			
		彩色が施されていない部分	素 材 名			
		計				100%
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)			
	彩色が施されていない部分	素 材 名				
	計				100%	
	第二立面	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)			
		彩色が施されていない部分	素 材 名			
		計				100%
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)			
	彩色が施されていない部分	素 材 名				
	計				100%	
	第三立面	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)			
		彩色が施されていない部分	素 材 名			
		計				100%
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)			
彩色が施されていない部分	素 材 名					
計				100%		
第四立面	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)				
	彩色が施されていない部分	素 材 名				
	計				100%	
	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)				
彩色が施されていない部分	素 材 名					
計				100%		
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日			

- 注1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。
 3 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。
 4 該当する□内に、レ印を付すこと。
 5 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。
 6 「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値 10YR 2/1 の場合は、色相 10Y R、明度 2、彩度 1 と記載する。）
 7 彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。
 8 次の図書を添付すること。
 なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第1条第2項に規定する縮尺とします。
 (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
 ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
 イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
 エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図
 オ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第4号様式）
 カ その他参考となるべき事項を記載した図書
 (2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の場合
 ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
 イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面
 エ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第4号様式）
 オ その他参考となるべき事項を記載した図書

(日本産業規格 A 4)

（表）

景観計画区域内における行為の変更届出書				
景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。 年 月 日 北海道知事 様	届出者	住所	(郵便番号) (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
		氏名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号		
※受付	※受付番号	連絡先	所 属	
			住 所	(郵便番号)
			氏 名	
			電話番号	
景観計画区域内における行為の届出書受付番号	第 号			
行為の場所				
設計又は施行方法の変更内容	変 更 前		変 更 後	
変更の理由				

(裏)

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「届出者」欄は、建築主、築造主又は開発行為をしようとする者の住所等を記載すること。

3 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。

4 次の図書のうち、設計又は施行方法の変更内容の説明に必要なものを添付すること。

なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第1条第2項に規定する縮尺とします。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図

オ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第4号様式）

カ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の場合

ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面

イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面

エ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第4号様式）

オ その他参考となるべき事項を記載した図書

(日本産業規格A4)

（表）

景観計画区域内における行為の通知書						
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。 年 月 日 北海道知事 様		通 知 者	住所	(郵便番号)		
			機 関 名 及 び 代 表 者 名			
			電 話 番 号			
※受 付	※受付番号	連 絡 先	所 属			
			住 所	(郵便番号)		
			氏 名			
			電 話 番 号			
行為の場所			都市計画法第8条第1項 の地域、地区又は街区			
行 為 の 種 類 及 び 設 計 又 は 施 行 方 法	□建築物	区 分	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
		用途		高 さ		階 数
				m (増改築分 m)		階
	敷地面積		建 築 面 積	延 べ 面 積		
			m ²	m ²	m ² (増改築分 m ²)	
	□工作物	区 分	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更		<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
		用途		高 高さ		築造面積
				m (増改築分 m)		m ² (増改築分 m ²)
	□開 発 行 為	開発区域の面積		構築する施設		
				m ²		
	法面又は擁壁の高さ		法面又は擁壁の長さ			
			m	m		

(裏)

行為の種類及び設計又は施行方法	彩色の状況(建築物又は工作物である場合のみ記入)	区		分			割合 単位 (%)	
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度		
	第一立面	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)				100%	
		彩色が施されていない部分	素 材 名					
		計						
	第二立面	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)				100%	
		彩色が施されていない部分	素 材 名					
		計						
	第三立面	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)				100%	
		彩色が施されていない部分	素 材 名					
		計						
	第四立面	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)				100%	
		彩色が施されていない部分	素 材 名					
		計						
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日					

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「連絡先」欄は、通知者以外の者が通知内容の照会先となる場合に記載すること。

3 該当する□内に、レ印を付すこと。

4 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。

5 「色彩」欄は、マンセル表色系(色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式)の値を記載すること(マンセル値の記入例:マンセル値 10YR 2/1の場合は、色相 10YR、明度 2、彩度 1と記載する。)

6 彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材(開口部の素材を含む。)が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。

7 次の図書を添付すること。

なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第1条第2項に規定する縮尺とします。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図

オ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書(別記第4号様式)

カ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の場合

ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面

イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面

エ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書(別記第4号様式)

オ その他参考となるべき事項を記載した図書

(日本産業規格A4)

景観形成の配慮事項に係る対応説明書

		※受付番号	
行為の場所			
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 開発行為	新築 <input type="checkbox"/> 又は <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 新設	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	

【建築物又は工作物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置	<input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 <input type="checkbox"/> 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	
規模	<input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 <input type="checkbox"/> 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	
形態又は色彩その他の意匠	<input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 <input type="checkbox"/> 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 <input type="checkbox"/> オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
敷地の外構・その他	<input type="checkbox"/> 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 <input type="checkbox"/> 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

【開発行為】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置	<input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 <input type="checkbox"/> 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	
規模	<input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 <input type="checkbox"/> 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	
形状・緑化等	<input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 <input type="checkbox"/> 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのようなように対応したかを記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別記第4号様式（第3条関係）

その2

(表)

景観形成の配慮事項に係る対応説明書（広域景観形成推進地域用）

		※受付番号	
羊蹄山麓広域景観形成推進地域 （蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町及び倶知安町の区域）			
行為の場所			
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 開発行為	新築 <input type="checkbox"/> 又は 新設	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	修繕 模様替 色彩の変更

【建築物又は工作物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置	<input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 <input type="checkbox"/> 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	
規模	<input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 <input type="checkbox"/> 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 <input type="checkbox"/> 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。	
形態又は色彩その他の意匠	<input type="checkbox"/> 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。 <input type="checkbox"/> 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 <input type="checkbox"/> オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
敷地の外構・その他	<input type="checkbox"/> 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 <input type="checkbox"/> 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

(裏)

【開発行為】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置	<p><input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p><input type="checkbox"/> 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。</p>	
規模	<p><input type="checkbox"/> 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。</p> <p><input type="checkbox"/> 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。</p>	
形状・緑化等	<p><input type="checkbox"/> 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形状とすること。</p> <p><input type="checkbox"/> 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。</p>	

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。

(日本工業規格 A 4)

（表）

この証明書を携帯する者は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第6項の規定により原状回復等を行い、又は同条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査を行う者であることを証明する。

第 号
 所 属
 職 名
 氏 名

身 分 証 明 書

交付年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

北 海 道 知 事 印

写真

印

（裏）

景観法（抜粋）
 （変更命令等）

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

2～4 （略）

5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 （略）

備考 この用紙は日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記第6号様式（第6条関係）

この建造物は、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物である。

北海道

指定番号 北海道景観重要建造物第 号
建造物の名称
指定年月日

縦 15センチメートル以上

横 20センチメートル以上

別記第7号様式（第8条関係）

この樹木は、景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木である。

北海道

指定番号 北海道景観重要樹木第 号
樹木の樹種
指定年月日

縦 15センチメートル以上

横 20センチメートル以上